

令和6年8月から 居住費の基準費用額と軽減後の居住費が変更になります

対象者の判定基準

利用者負担段階	所得要件(※1)	資産要件(※2)
第1段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している又は生活保護を受給している方	預貯金等の金額が 1,000 万円以下(配偶者がいる場合は 2,000 万円以下)
第2段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	預貯金等の金額が 650 万円以下(配偶者がいる場合は 1,650 万円以下)
第3段階(1)	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	預貯金等の金額が 550 万円以下(配偶者がいる場合は 1,550 万円以下)
第3段階(2)	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の方	預貯金等の金額が 500 万円以下(配偶者がいる場合は 1,500 万円以下)
第4段階	上記に該当しない方(基準費用額)	

※1 前年の収入・所得に基づいて利用者段階を決定します。

※2 第2号被保険者の方につきましては、資産要件が利用者負担段階を問わず 1,000 万円以下(配偶者がいる場合は 2,000 万円以下)となります。

食費・居住費の軽減内容

近年の光熱水費の高騰、在宅サービス利用者との負担の均衡を図るため、居住費にかかる基準費用額と軽減後の居住費が1日当たり 60 円引き上げられます。なお、利用者負担第1段階の多床室利用者については変更ありません。

令和6年7月31日まで

利用者負担段階	居住費(部屋代)				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(※1)	多床室	施設	短期入所
第1段階	820 円	490 円	490 円(320 円)	0円	300 円	300 円
第2段階	820 円	490 円	490 円(420 円)	370 円	390 円	600 円
第3段階(1)	1,310 円	1,310 円	1,310 円(820 円)	370 円	650 円	1,000 円
第3段階(2)	1,310 円	1,310 円	1,310 円(820 円)	370 円	1,360 円	1,300 円
第4段階(※2)	2,006 円	1,668 円	1,668 円(1,171 円)	377 円(855 円)	1,445 円	



令和6年8月1日から

利用者負担段階	居住費(部屋代)				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(※1)	多床室	施設	短期入所
第1段階	880 円	550 円	550 円(380 円)	0円	300 円	300 円
第2段階	880 円	550 円	550 円(480 円)	430 円	390 円	600 円
第3段階(1)	1,370 円	1,370 円	1,370 円(880 円)	430 円	650 円	1,000 円
第3段階(2)	1,370 円	1,370 円	1,370 円(880 円)	430 円	1,360 円	1,300 円
第4段階(※2)	2,066 円	1,728 円	1,728 円(1,231 円)	437 円(915 円)	1,445 円	

※1 特別養護老人ホーム・短期入所をご利用の場合は()内の金額になります。

※2 基準費用額が決まっていますが、実際の料金は利用施設ごとに異なります。

問合せ先 福祉課 介護保険係
電話番号 0538-86-6341